

2022年6月15日

航空法等の一部を改正する法律案の成立に関するコメント

航空連合
事務局長 酒井 雄介

- 本日閉会した第208回国会では、2022年6月4日に「航空法等の一部を改正する法律案」(以下、改正航空法)が参議院本会議で可決され、成立に至った。本法律の成立により、航空分野全体でのカーボンニュートラル推進の基盤が整備されることとなった。
- 政府が掲げる「2050年脱炭素社会」の実現に向けては、航空会社をはじめ、国、空港会社、航空機燃料製造企業など、すべての関係者が、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを、より一層加速していく必要があり、今国会での審議を経て成立した本法律は、航空分野におけるカーボンニュートラルを推進するうえで、非常に重要な内容だと受け止める。
- 航空連合は今期の運動方針に「社会的課題への対応強化」を掲げ、航空分野のカーボンニュートラルに向けた産業政策提言の実現や、連合、他産別との意見交換、独自の環境ボランティア活動に取り組んできた。改正航空法により、国土交通大臣が航空脱炭素化推進基本方針を策定することとなったことは、我が国の航空分野におけるカーボンニュートラルの実現に資するものであり、評価できる。
- 一方、国会審議では、航空分野のカーボンニュートラルの実現に向け、多くの課題認識が示され、附帯決議が付された。政府には附帯決議の内容を尊重し、航空分野において極めて重要である持続可能な航空燃料(SAF:Sustainable Aviation Fuel)の普及に向けた価格の低廉化や、国産化による安定供給の促進を強く求める。航空連合は、航空連合ビジョン「いつの時代も社会から必要とされ、働く仲間がやりがいを感じ、誇りをもって働ける産業」の実現にむけて、より一層精力的に取り組みを進めていく。

以上